



メイショクアソシエイツ解雇事件横浜地裁で判決 南須原分会長の地位確認など全面勝訴！

建交労神奈川ダンプ支部メイショクアソシエイツ分会の南須原分会長に対する不当懲戒解雇撤回を求める横浜地裁での約2年に渡る裁判闘争は3月24日10:10に傍聴定員24席の605号法廷を埋める支援者が見守るなかで（県南支部からは佐藤執行委員、益山さん、河野さん、根井さん、赤羽（全員合同分会）が参加、法廷に入れない支援者も）、原告の全面勝利判決が言い渡されました（判決主文は別紙のとおり）。

一方、被告の会社側は被告のみならず、弁護士さえも出席せず（できない）、不当な



勝利判決の垂れ幕を掲げる南須原分会長と支援の仲間

解雇であったことを認めざるを得ない完敗の判決でした。

勝利判決を手にした南須原分会長と支援者らは、横浜地裁近くにある横浜法律事務所の会議室に移動して報告集会を開催しました。集会では、担当代理人の杉本弁護士が、裁判の経過を簡潔に説明し「判決文の内容はこれから精査するが、南須原分会長に対する懲戒解雇の根拠は成り立たなかったことを立証した。」と総括しました。



報告集会で説明する杉本弁護士（奥）

つづいて神奈川県本部の伊藤委員長が発言し支援者に対するお礼と職場復帰をはたすまでの支援を訴えました。

支援者の側からは、神奈川労連の住谷議長と神奈川県学習協会の高橋副会長から、勝利判決に対するお祝いと今後のたたかいへの激励あいさつがありました。

報告集会の最後に南須原分会長（右の写真）が挨拶に立ち「支援して頂いたみなさんの顔は一生忘れることはないと思います。感謝の気持ちでいっぱいです。職場復帰して会社と交渉して、民主的な職場にするため引き続きご支援をお願いします」と発言しました。



令和5年3月24日判決言渡し 同日原本交付 裁判所書記官 

令和3年(ワ)第4256号 地位確認等請求事件

口頭弁論終結日 令和5年1月31日

判 決

横浜市神奈川区西寺尾4-31-7 駒形エクセルI-103

原告 南 須 原 圭

同訴訟代理人弁護士 杉 本 朗

横浜市中区山下町2番地

被告 株式会社メイショクアソシエイツ

同代表者代表取締役 田 宮 頌 康

同訴訟代理人弁護士 杉 浦 智 彦

主 文

- 1 原告が、被告に対し、労働契約上の権利を有する地位にあることを確認する。
- 2 被告は、原告に対し、23万1048円及びこれに対する令和3年2月26日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 3 被告は、原告に対し、令和3年3月から本判决確定の日まで、毎月25日限り、26万4500円及びこれらに対する各支払期日の翌日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 4 原告のその余の請求を棄却する。
- 5 訴訟費用はこれを5分し、その2を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
- 6 この判決は、第2項及び第3項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 主文第1項と同旨
- 2 被告は、原告に対し、令和3年1月から本判决確定の日まで、毎月25日限

横浜地方裁判所